

1. 「我孫子版事業仕分け」について

9月6日に8回目となる「我孫子版事業仕分け」が行われました。私は、これまで、ほとんど毎回傍聴し改善策の提言をしてきましたが、抜本的な見直しはなく、その結果、仕分けの効果が十分にでていないとは思えません。

現在、全国100を超える自治体で「仕分け」が行われていますが、どこの自治体でも常に見直しをしています。

より質の高い事業仕分けになるよう提言させていただきます。

(1) 「我孫子版事業仕分け」の目的と実施効果について(実施して何が変わったか?)

「事業仕分け」を始めた民間シンクタンクの構想日本が、「仕分けの総括」を行っています。それによると、仕分けを実施した自治体の第1の目的は「経費の削減等の財政的な効果」、第2の目的は「職員の意識改革」、第3の目的は「行政への住民参加の促進、当事者意識の向上」、第4の目的は「公と私の役割分担、新しい公共の推進」、第5の目的は「職員体制、組織・機構の見直しなど行政のスリム化」です。

また、「事業仕分け」の効果は、その目的とほぼ一致していました。

その結果、「事業仕分け」の目的と効果のベスト3は、1. 財政的效果、2. 職員の意識改革、3. 住民の当事者意識の向上と総括されています。

そこで、お尋ねします。

ア. そもそも「我孫子版事業仕分け」の目的とは何か?

実施要領には、「簡素で効率的な行政運営の推進を図るため」と抽象的に書かれているため、何のために「事業仕分け」を行うか?その目的が明確ではありません。

その結果、これまで7年間の8回の「事業仕分け」によって“何が変わったのか?”その効果が十分に検証できません。

まずは、「我孫子版事業仕分け」の目的とは何か?先に示した目的(1~5)の内、どれに該当するのか?優先順位を付けてお聞かせください。

イ. 「我孫子版事業仕分け」による「財政的效果」について

全国の事業仕分けを行った自治体では、「財政的效果」が一番大きかったといえます。

我孫子市では、平成20年度から今年度までの7年間で、事業の「廃止」と「民営化」の削減額が5471万4千円となっています。

この削減額は多いのか、少ないのか、それとも予定通りなのか、市の見解をお聞かせください。

ウ. 「我孫子版事業仕分け」による「職員の意識改革」の効果

「事業仕分け」を行った自治体では、その効果として「職員の意識改革」を2番目に挙げています。

以前、担当職員の説明が分りにくいと問題になりましたが、「事業仕分け」の実施によって、目的に適した事業を企画する力、事業の効果や成果を分析・検証する力、説明責任を果たすためのプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力等がアップするといわれています。

また、外部の視点に向き合うことで仕事に対する意識が変わるともいわれています。

この7年間の「我孫子版事業仕分け」によって、「職員の意識改革」に効果があったのか、また、効果があったとすれば、どのような効果があったのか、お聞かせください。

エ. 「我孫子版事業仕分け」による「行政への住民参加の促進、当事者意識の向上」の効果

先ほど、職員の傍聴者数についてお話ししましたが、住民の関心も極めて低く、「事業仕分け」への参加を促進する効果は見られないと思います。

また、「我孫子版事業仕分け」の実施方法では、行革委員以外の市民が、自分の意見を反映する機会がありませんから、事業を『自分ごと』として捉えることもなく、当事者意識の向上にはつながっていないと考えますが、市の見解をお聞かせください。

(2) 「我孫子版事業仕分け」の効果を高めるため、更なる『現場に通じた外部の視点の導入』の提案

「事業仕分け」の基本原則には、『現場に通じた外部の視点の導入』があります。実際の事業内容や予算の使われ方を熟知した外部の識者や経験者が仕分け人となり、現場への徹底したヒアリングや調査を行い、仕分けをしなければなりません。

「我孫子版事業仕分け」では、行政改革推進委員が仕分け人となっていますが、行政内部の職員でない点では外部の視点の導入に該当します。しかし、“現場に通じた”という条件が十分満たされているとは思えません。

仕分け人は、限られた時間の中で、事業の問題点や課題を抽出し、論点を明確にして仕分けの判断材料となるよう議論を深めなければなりません。それが可能なのは、実際の事業内容を熟知した他市の職員や事業に精通した専門家です。

事業仕分けの効果を高めるために、仕分け人に、より一層、『現場に通じた外部の視点』を導入すべきだと考えます。見解をお聞かせください。

(3) 「我孫子版事業仕分け」への市民参加の促進や市民の当事者意識の向上を図るための方策 ア. 「市民判定人方式」の採用についての提案

最近の「事業仕分け」は、ほとんど「市民判定人方式」で行われています。近隣でも白井市や四街道市、銚子市、八千代市がこの方式を採用しています。

市民判定人方式とは、無作為に選ばれた市民が、担当職員と仕分け人の議論を聞き判定する方法で、市民判定人の多数決による結果が仕分け結果になります。

ちなみに白井市では、住民基本台帳から市内在住の18歳以上70歳未満の市民800人を年齢層や地域性、性別を考慮して無作為に選出し、案内を出し、参加できる方67名を「市民判定人」としました。

この方式では、市民が「判定人」として直接自分の意思を反映することができるため、行政の事業、つまり、税金の使われ方を「自分ごと」として考えるようになり、当事者意識の向上につながると言われています。

また、事業仕分けへの市民参加も促進されます。

我孫子市でも、市民判定人方式を採用すべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

イ. 「我孫子版事業仕分け」の周知

事業仕分けの基本原則のひとつに公開性がありますが、我孫子市では全面公開しているにもかかわらず、市民の関心が低く、傍聴者が大変少ない状況が続いています。

これまで1日平均の一般市民の傍聴者数は、平成22年度9人、23年度7人、24年度2人、25年度2人、今年度10人。5年間の1日平均は6人という結果が出ています。

傍聴者が少ない原因をどのように分析され、その対策として、どのように周知してきたのかお聞かせください。

ウ. 「我孫子版事業仕分け」のネット中継や録画中継

「事業仕分け」に関心があっても、忙しさや都合により傍聴できない方もあります。そのような方たちのために、ネット中継や録画中継の実施を平成23年から毎回、提案してきました。しかし、未だに実現されません。何故、実施しないのか？その理由をお聞かせください。

2. 手賀沼終末処理場の一時保管施設に保管されている指定廃棄物について

福島第1原発事故から3年9か月、そして、手賀沼終末処理場の一時保管施設に柏市、流山市、松戸市から指定廃棄物であるごみ焼却灰が搬入されてから2年になります。

この間、異常気象が頻発する中で、地域住民は、いつ焼却灰が飛散・流出するのではないかと、大変、不安な日々を送ってきましたが、去る12月2日、突然、県と3市の連名で、「ごみ焼却灰の搬出について」という文書が終末処理場付近の家にポストイングされ、事態は急展開してきました。

今後は、ごみ焼却灰が安全に搬出され、平成26年度末までに手賀沼終末処理場の原状復旧が滞りなく完了するように、また、下水道汚泥焼却灰については、最終処分場の目途が立たない中で、保管の安全性に万全を期さなければなりません。

今回は、9月議会でご答弁をいただけなかった点を中心に、再度、質問いたします。

(1) 協定書の一時保管期間の再確認について

(「放射性物質を含んだごみ焼却灰の一時保管に関する協定書」)

9月議会でのこの問題について質問した際、担当者と協定書第3条の解釈にズレがあり、副市長から確認するとのご答弁がありました。

その後、千葉県の住民説明会(平成24年6月9日)の資料の中にも、平成26年度末までに原状復旧と書かれていることを副市長と担当者に示し、千葉県と3市に、再度、確認していただくよう要請しました。県と3市への確認状況をお聞かせください。

(2) 3市のごみ焼却灰を持ち帰るための準備状況

千葉県の要請から4か月以上経ちました。9月議会の時点では、持ち帰り費用の補正予算が提出されただけで詳細は分かりませんでした。その後の3市の準備状況、保管場所や保管方法、周辺住民とのコンセンサス等、最新情報をお聞かせ下さい。

(3) 3市の搬出計画と原状復旧スケジュール

9月議会で、3市に対しては搬出計画を早急に提示すること。また、県に対しては原状復旧の工事期間と工事の開始日を早急に開示する要請をお願いし、強く要望していくとのご答弁をいただきました。要望はされたのでしょうか？また、搬出計画と原状復旧スケジュールは示されたのか、お聞かせください。

(4) 搬出の安全対策

搬出は10トン車を使って、搬出日数を搬入時の2分の1から3分の1にするようです。一度に倍以上の搬出となれば、搬入時以上の安全対策が必要です。

指定車両の使用や指定廃棄物積載の看板を掲示することはもとより、運搬中の不測の事態への万全な体制整備をしなければなりません。

3市の搬出計画の安全性については、県に確認させるとのご答弁がありましたが、市としてもしっかりと確認すべきだと思います。

また、搬出の際の監視活動や安全対策を、住民の皆さんにまかせるのではなく、市としてしっかりとした体制をとっていただきたいと思いますが、いかがですか？

(5) 8000ベクレルを超える下水道汚泥焼却灰(指定廃棄物)の保管のさらなる安全対策

ア. 事務所のある建屋の地下に保管されている下水道汚泥焼却灰の追加措置

9月議会で、建屋内の地下に保管されているフレコンパックについても、開口部を接着剤等で密封する追加措置を要望すべきだと提言をしました。

その際、部長から、「再度、改めて提案していく。」とのご答弁がありました。そして、「県から、テント内のものを優先して二重化していくという回答はあったが、建屋内のものを二重化するという回答はまだない。」とのご答弁がありました。その後の進捗状況をお聞かせください。

イ. 下水道汚泥焼却灰のボックスカルバートでの保管

柏市が持ち帰ったごみ焼却灰をボックスカルバートで保管するのであれば、下水道汚泥焼却灰についても、より安全性の高いボックスカルバートで保管できるよう、国・県に強く要望するよう9月議会で提言しました。

それに対して、副市長から、「動いてみたい。」と前向きなご答弁がありましたが、その後の状況をお聞かせください。

(6) 危機管理体制

ア. 県の危機管理マニュアルの確認

改めてお尋ねします。県の24時間365日体制の管理とはどのような内容なのか？ 事故時等の緊急体制とは、どのようなものなのか？ 人員体制や管理体制、事故時等の不測の事態にどのように対応するか等、危機管理対応マニュアルの内容について、お聞かせください。

イ. 県の危機管理体制についての検証

県の危機管理体制を確認後、その体制で大丈夫なのか、市としてしっかりと検証し、不足し

ていれば万全な体制の構築を県に要求するようお願いしました。

それに対して、「検証して、強く要望してまいりたい。」と力強いご答弁をいただいています。その後の進捗状況をお聞かせください。